



麻しん風しん混合(MR)ワクチン (2歳以上 18 歳以下対象) 任意接種助成事業実施の手引き

令和 8 年4月

みなと保健所保健予防課

(1) 事業の概要

平成30年度から、港区では子どもを麻しんの感染から守るため、麻しん風しん混合(MR)ワクチンの接種について、定期予防接種(1期及び2期)を受ける機会を逃した区民に対して、任意接種費用の助成を実施しています。

(2) 対象者及び事業内容

2歳以上18歳以下の港区民で、定期予防接種(1期及び2期)の接種機会を逃した人を対象に、麻しん風しん混合ワクチンの任意接種費用を全額助成します。(ただし、定期予防接種の対象者を除く。)

(3) 助成額

麻しん風しん混合(MR)ワクチン:全額助成

(4) 助成回数

麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種助成
2回まで(定期接種の未接種分について、同一年度内1回まで)

(5) 使用ワクチン・検査手法等

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを使用すること。

(6) 実施方法

港区医師会と港区の間で、業務委託契約を締結し、医師会加入の各医療機関へ本事業へのご協力の意向確認の調査を行ったうえで、承諾いただいた医療機関において実施します。協力医療機関は、原則として、本事業の実施医療機関として、名簿を作成し、申込者へ通知するとともに、区のホームページ上で公表します。

(7) 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

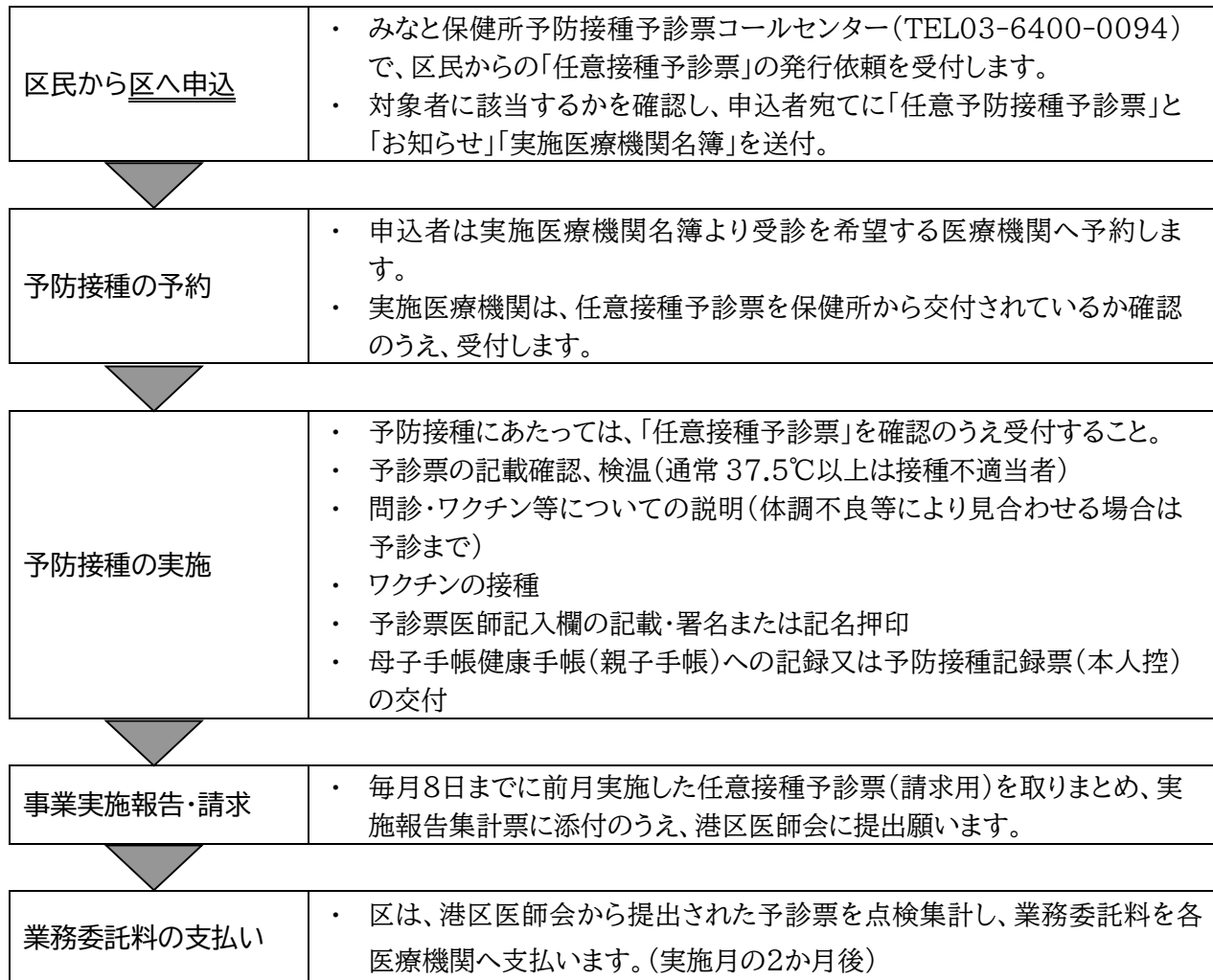
(8) 医療機関への支払い(業務委託料)

委託料は、送付している任意接種単価表をご確認ください。

(9) 実施にあたって

- ① 「麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種予診票」は、区民からの申込みを受けて、保健所で発行します。
- ② 「麻しん風しん混合(MR)ワクチン任意接種予診票」は2枚複写(請求用、医療機関控)です。
- ③ 本事業は、港区独自の事業となります。港区民以外の他区市町村の住民への助成は行いません。
- ④ ワクチン接種は、「麻しん風しん混合(MR)ワクチン」で接種を行ってください。
- ⑤ 13歳から16歳までの方については、保護者の同意があれば、一人で予防接種を受けることができます。接種当日までに保護者がお知らせを読み、予診票の保護者記入欄に署名します。接種を受ける人が、署名した予診票を持参の上、医療機関を受診しているかご確認ください。なお、16歳以上の人は、本人の同意のみで、一人で予防接種を受けることができます。予診票の署名欄には接種を受ける本人が署名してください。
- ⑥ 予防接種による健康被害の救済制度について
 予防接種は極めてまれに健康被害の発生がみられます。万一、本事業の予防接種により、健康被害(死亡又は障害)が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年12月20日法律第192号)及び港区予防接種事故災害補償要領(平成23年4月1日22港総総第1958号)の定めによる補償の対象となる場合があります。

(10) 事業の流れ



6. 問合せ

本事業に関して不明な点がありましたら、お問い合わせください。

港区みなと保健所 保健予防課保健予防係

住 所 〒108-8315 港区三田一丁目4番10号

電 話 03-6400-0081

FAX 03-3455-4460